

地域医療構想を踏まえた「2025 年に向けた対応方針」について

1 経緯等

公的医療機関	民間医療機関
<p>○ H29. 8. 4 厚労省医政局長通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的医療機関等（※）は、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示すための「公的医療機関等 2025 プラン」（以下「2025 プラン」という。）を策定し、当該プランを地域医療構想調整会議に提示。2 年間程度で集中的な検討を促進。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ H29. 9. 5 県保健医療部長通知</p> <p>平成 29 年 11 月末を提出期限として、該当医療機関へ 2025 プランの策定を依頼</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 平成 29 年度第 3 回調整会議（H30. 1～2 月）、平成 30 年度第 1 回調整会議（H30. 8～9 月）において報告し、協議（＝情報共有・意見交換）</p> <p>○ 地域のワーキンググループ・意見交換会等（全病院が意見交換を行う場）においても、情報共有・意見交換</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ 終了していない場合は、第 2 回調整会議（10 月～11 月）以降も継続して協議</p>	<p>○ H30. 2. 7 厚労省地域医療計画課長通知</p> <p>「地域医療構想の進め方について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者の変更等を含め構想区域において担うべき役割や機能を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定した上で、調整会議において、速やかに 2025 年に向けた対応方針を協議。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、2025 年に向けた対応方針を決定 それ以外の全ての医療機関は、調整会議において、遅くとも平成 30 年度末までに 2025 年に向けた対応方針を協議。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、2025 年に向けた対応方針を決定 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ H30. 8. 31 県保健医療部長通知</p> <p>平成 30 年 9 月 28 日を提出期限として、民間病院（一般病床・療養病床を有する）に対して「2025 年に向けた対応方針」（以下「2025 方針」）の作成を依頼</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○ <u>平成 30 年度第 2 回調整会議（10～11 月）、第 3 回調整会議（1～2 月）において報告し、協議（＝情報共有・意見交換）</u></p> <p>○ <u>地域のワーキンググループ・意見交換会等においても、情報共有・意見交換</u></p>

※ 公的医療機関：都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会の開設する病院又は診療所。

※ 公的医療機関等：上記に加え、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、その他の共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会並びに独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院又は診療所。

※ 医政局長通知においては、上記に加え、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院又は診療所、地域医療支援病院、特定機能病院も含まれる。

2 今後のスケジュール等

平成 30 年 10～11 月	各地域で第 2 回地域医療構想調整会議開催 <ul style="list-style-type: none">・ 2025 方針の提出状況等の報告・ 民間医療機関の 2025 方針の情報共有及び意見交換・ 公的医療機関等 2025 プラン（協議が終了していないもの）についても、情報共有、意見交換
平成 30 年 10 月～ 平成 31 年 1 月	各地域で医療機関等が参加する意見交換の場を随時開催 （県設置のワーキンググループ、病院協会主催の意見交換会等） <ul style="list-style-type: none">・ 民間医療機関の 2025 方針の情報共有と意見交換
平成 31 年 1～2 月	各地域で第 3 回地域医療構想調整会議開催 <ul style="list-style-type: none">・ 民間医療機関の 2025 方針の情報共有と意見交換・ 過剰な病床機能への転換を含むもの、大幅な機能変更となるものなどで理由不十分なものなどについては、必要に応じて医療機関に出席を依頼（特に 31 年度中の転換・変更を予定しているもの）
随時	<ul style="list-style-type: none">・ 各医療機関において、方針変更等があった場合は、「公的医療機関等 2025 プラン」または「2025 年に向けた対応方針」を修正提出・ 調整会議等で変更後の 2025 プランまたは 2025 方針について、情報共有、意見交換